

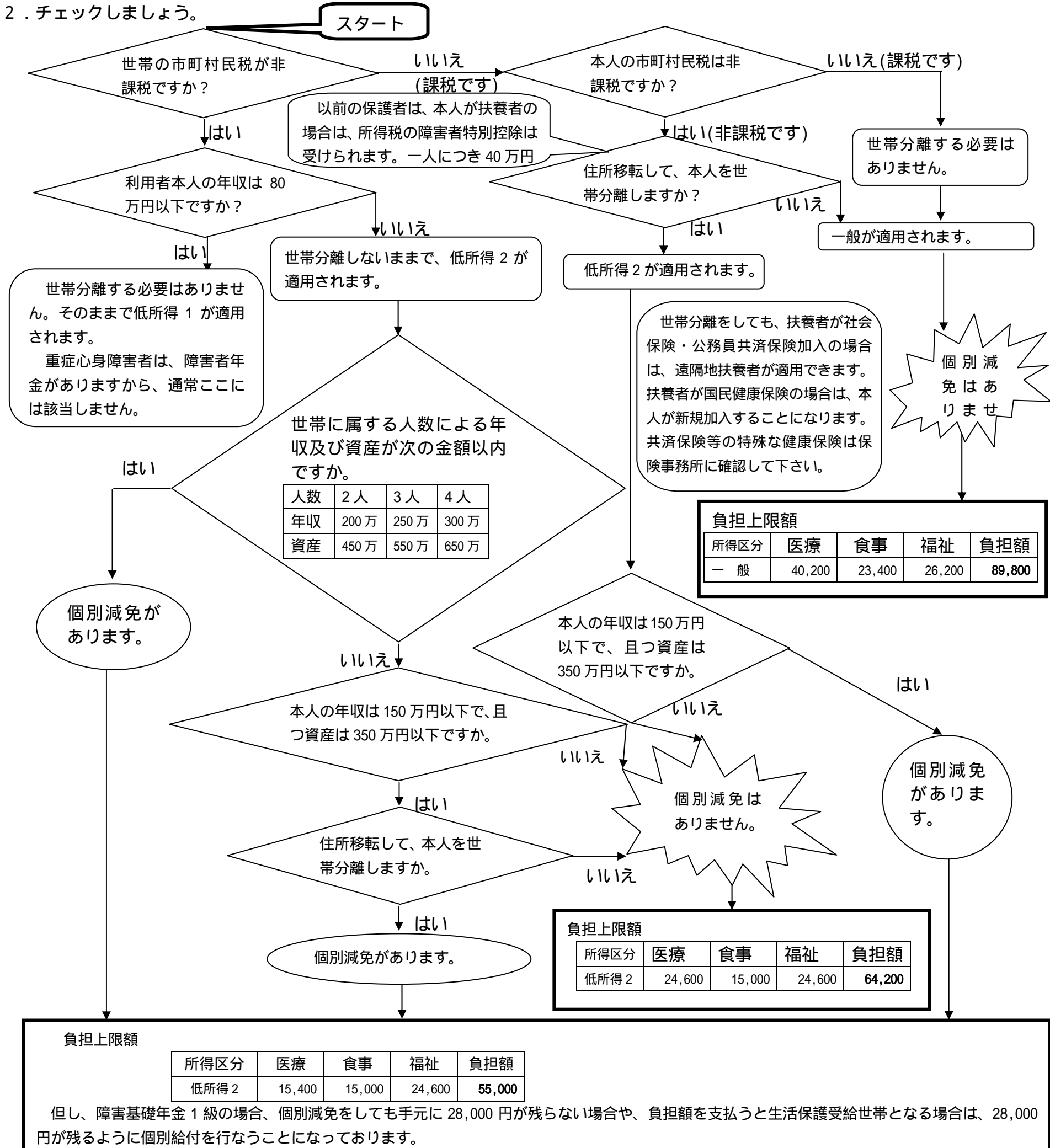
# 重症心身障害児施設に入所している重症心身障害者の負担金チェックリスト(平成 18 年 5 月 22 日現在)

( )世帯分離していない場合

## 1. 準備しましょう。

利用者の世帯分離をしていない場合は、属する世帯全員と利用者本人の市町村民税課税証明書を取ってみましょう。  
 利用者本人の年収を確認しましょう。(障害者年金を除く収入・不動産収入などのその他の収入)  
 利用者本人の資産等を確認しましょう。  
 イ.郵便・銀行預金など ロ.不動産(世帯が居住する不動産については資産に計上しません。)  
 世帯の年収及び資産等を確認しましょう。  
 イ.年収(障害者年金を除く収入) ロ.資産・預金(郵便・銀行・世帯が居住する不動産以外の不動産)

## 2. チェックしましょう。



この負担額のほかに次のような実費負担があります。(障害者年金しかない場合はこれらを月額 28,000 円で賄わなければなりません。)

- 日用品費、嗜好品、副食物など
- 施設外医療費・施設内外の歯科医療費の 3 割負担
- 成年後見人への報酬
- その他

の医療費については、所得制限がありますし、県・市町村によって異なりますが、重症児・者医療助成制度が適用される場合があります。

作成：平成 18 年 4 月 1 日、変更：平成 18 年 5 月 10 日  
 作成：宮城県重症心身障害児(者)を守る会  
 会長 秋元俊通  
 監修：全国重症心身障害児(者)を守る会  
 運動推進委員 山崎國治氏

# 重症心身障害児施設に入所している重症心身障害者の負担金チェックリスト(平成 18 年 5 月 22 日現在)

( )既に世帯分離している場合

## 1. 準備しましょう。

利用者本人の市町村民税課税証明書を取ってみましょう。平成 17 年 1 月 1 日以降に世帯分離をしている場合は、元の住所地での利用者本人の市町村民税課税証明書を取りましょう。平成 16 年 12 月 31 日以前の住所変更をしている場合は、本人からの委任状が必要となります。

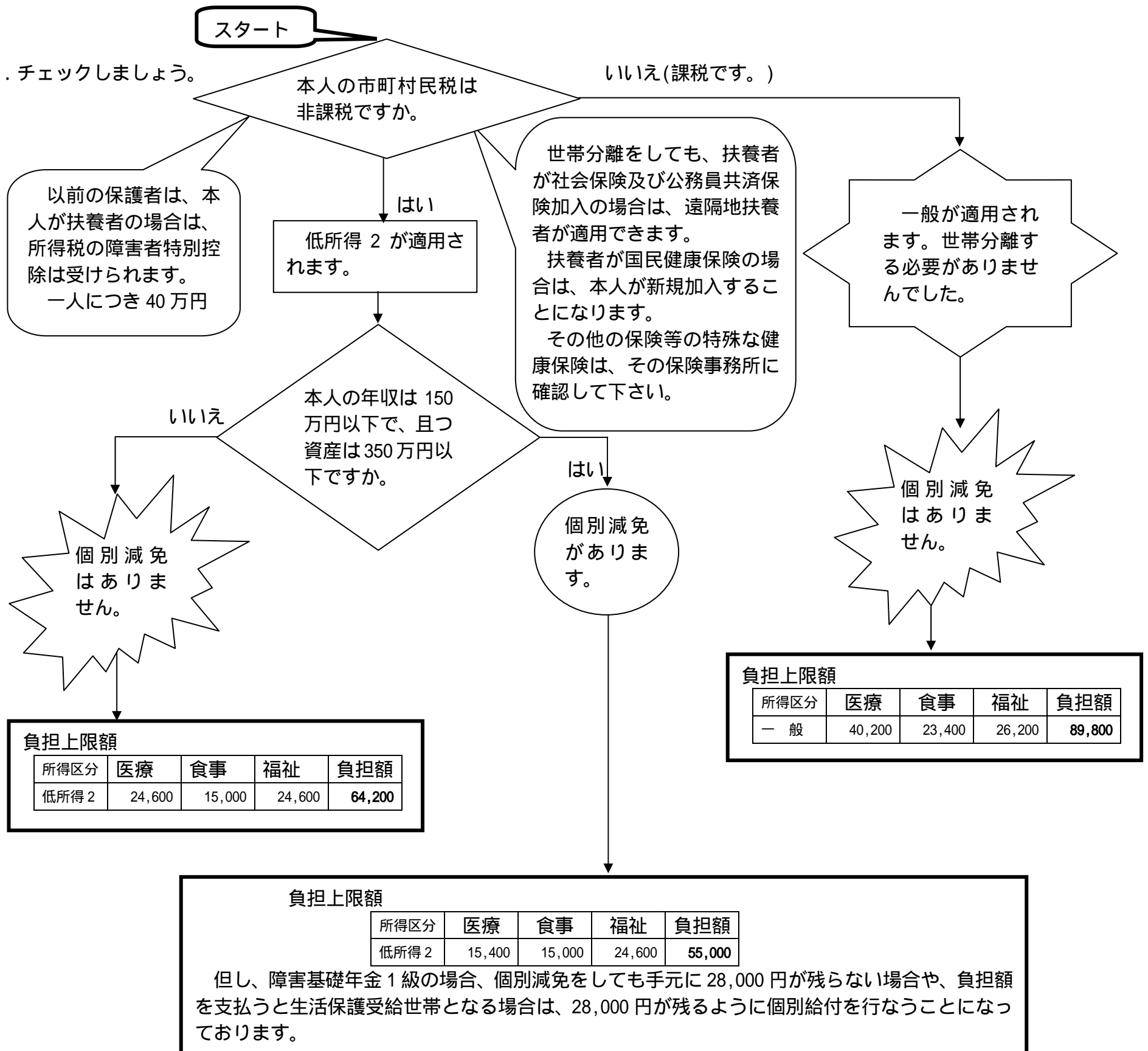
利用者本人の年収を確認しましょう。( 障害者年金を除く収入・不動産収入などのその他の収入 )

利用者本人の資産等を確認しましょう。

イ 郵便・銀行預金等

ロ 不動産 ( 元の世界帯が居住する不動産については資産に計上しません。 )

## 2. チェックしましょう。



この負担額のほかに次のような実費負担があります。( 障害者年金しかない場合はこれらを月額 28,000 円で賄わなければなりません。 )

- 日用品費、嗜好品、副食物など
- 施設外医療費・施設内外の歯科医療費の 3 割負担
- 成年後見人への報酬
- その他

の医療費については、所得制限がありますし、県・市町村によって異なりますが、重症児・者医療助成制度が適用される場合があります。

作成：平成 18 年 4 月 1 日  
 変更：平成 18 年 5 月 22 日  
 作成：宮城県重症心身障害児(者)を守る会  
 会長 秋元俊通  
 監修：全国重症心身障害児(者)を守る会  
 運動推進委員 山崎國治氏